

弁護団通信 第5号

東京都台東区上野 3-28-4 スカイハイツ 504号
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団
通信責任者
弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | いわき市民訴訟
第1回進行協議期日の報告 |
| 2 | 避難者訴訟
進行協議期日の報告 |

■ いわき市民訴訟 第1回進行協議期日の報告

7月25日、いわき市民訴訟の第1回進行協議期日があり、原告8名、原告訴訟代理人8名、被告国訴訟代理人18名、被告東電訴訟代理人4名が出頭しました。

なお、進行協議は、主張・立証の計画を裁判所、原告、被告とで協議することをいいます。

開始早々、裁判所は第1回口頭弁論期日を9月19日午後2時に指定する予定であると明言し（後にそのとおり指定されました。）、被告ら（国と東電）に対し、答弁書を口頭弁論期日の2週間前までに提出するよう求め、被告らも9月5日に答弁書を提出すると約束しました。

また、基本的にふた月に1回のペースで口頭弁論、同日に進行協議期日を入れることになりました。第2回口頭弁論期日は、11月21日午後2時です。

原告側は、9月12日までに、証拠の類型を整理して提出することになりました。これは、膨大な量の証拠に裁判所が証拠の番号を付ける際の便宜のために行うものです。

第1回口頭弁論期日は90分を確保し、手続法的には弁論と



7月17日 避難者訴訟第2次提訴に向かう原告団・弁護団（報告は2面）

いう位置付けで、原告側の意見陳述を行うことになりました。原告本人の意見陳述は40分、代理人弁護士の意見陳述は20分です（時間内であれば人数は調整可能です。）。原告側の希望が「言い値」（裁判長の表現です。ただし、時間厳守。）で通った形です。

もともと、裁判所から、口頭弁論期日の1週間前に詳細な意見陳述書の提出を求められました。裁判所によれば、当日の時間管理のために事前に意見陳述の量を確認したいとのことでした。

このとき国からも、裁判所とは別の理由から、意見陳述書を国にも事前に交付してほしいと希望が出されました。国の意図は、事前に意見陳述書をチェッ

クし、意見陳述当日に、意見陳述が実質的な立証活動にあたるなどとして、原告の意見陳述を制約する狙いであると考えられます。

原告側の意見陳述は、従前より、大規模公害訴訟などで行われてきたものであり、訴訟の社会的意義を訴えるなど法廷闘争の上で大変重要な役割を果たしています。もちろん、実質的な立証活動（本人尋問）などではありません。

最終的には、完成形に近い形で、詳細な意見陳述書を提出することで落ち着きました。

いよいよ法廷闘争が始まります。みなさん、力を合わせて一緒にがんばりましょう。

弁護士 市野綾子

■ 避難者訴訟進行協議期日の報告

—第一回弁論は10月2日午後2時、

裁判所の異常な態度が明らかに—

去る7月17日、昨年12月3日に提訴した避難者訴訟の第1回進行協議が福島地裁いわき支部で開かれました。原告8名、弁護士14名、東電代理人2名が出席。2時間近くにわたる協議となりました。

「訴訟救助について即時抗告がされ、確定していない状況なので、裁判所としてはそれまで口頭弁論期日を開かず、進行協議を続けたい。」——裁判長の冒頭の発言です。私たち弁護士は耳を疑いました。なおも裁判長は続けます。「即時抗告した人とそうでない人との手続は分離しない。」「迅速な解決のために、進行協議で双方に主張してもらおう。」「2か月に1回程度でどうか。」ここで、弁護士共同代表の小野寺弁護士が発言します。「原告の多数はすでに印紙を貼っている。なぜ分離できないのか。」

少しややこしい話ですので解説します。原告39名のうち5名については、6月17日に訴訟救助が認められました。その他の方は、一部が訴訟救助の申立自体を取り下げ、また一部は仙台高裁に「即時抗告」を申し立てました。すでに救助決定が出た人や取り下げた人については、裁判を開始できます。弁護士は、裁判を進められる人と、即時抗告の結論を待つ人とを一時的に分けて（＝弁論手続の分離）、すぐにでも第一回弁論期日を決めるように要請していました。分離した原告については、後日即時抗告の結論が出た段階で、再度併合すれば済むことです。裁判所は、これを認めず、第一回期日を決めないと言うのです。

裁判長は、進行協議で主張を出してよいと言います。しかし、密室で開かれる進行協議と、傍聴人やマスコミが入る公開法廷での弁論とは、意味が全く異なります。しかも、仙台高裁の判断はいつ出されるかわかりません。これ以上待たされることは、原告の裁判を受ける権利の侵害ですらあります。

弁護士と裁判官との厳しい議論の後、裁判官は合議のために裁判官室に戻りました（合議とは、裁判官だけで打合せをすることです）。しかし、

30分待っても裁判官が戻りません。しびれを切り、小野寺弁護士と東電代理人の田中弁護士が書記官に申出て、意見を述べるために裁判官室に向かいます。原告側は、第一回期日を入れて裁判を進行させることを優先するために、即時抗告を取り下げを提案します。

ところが戻ってきた裁判官は、今度は法廷警備の手配を理由として期日を入れようとしません。しかし、今回の事件で、たとえば暴力沙汰のような法廷警備が必要な事態が生じることはあり得ません。弁護士は、原告団をはじめ法廷に入る人にはきちんと説明することを約束し、第一回期日の指定を求めました。その結果、ようやく第一回期日を10月2日（水）午後2時、第二回期日を11月27日（水）午後2時とすることになりました。

裁判長がその後、東電側に伝えたことには、再度驚かされました。「和解のために被告の側で、原告から提出してほしいものがあれば早めに伝えてほしい。」——まだ東電の答弁書も出されておらず、第一回期日さえ開かれていない段階での「和解」という発言。裁判官は、この事件を早々に和解で終わらせてしまい、東電に責任を認め損害を賠償させる判決を書かずに済むようにしたいと考えているのです。

この進行協議では、当初予定していた、第一回弁論期日の持ち方についてはほとんど議論ができませんでした。そのため、10月2日の具体的な弁論の内容や、その後の裁判の進め方など、具体的なことは8月27日（火）に再度設定された進行協議で話されることとなります。その様子は追ってご報告します。

福島地裁いわき支部は、避難者訴訟に異常な警戒を示しています。

提訴行動では警察を呼び、訴訟救助を長らく決定せず、不当な却下決定をした末の進行協議では第一回期日を先延ばしにしようとし、さらに早々に和解を持ち出す——これは、避難者訴訟が原発事故の被害賠償のいわば「本丸」というべき核心を突く事件だからです。いまだに避難生活を余儀なくされ、帰ろうにも帰れない汚染されたふるさとを抱えたみなさんに対し、加害企業である東電の責任をどうとらせるか。これからの裁判では、そのことが厳しく問われることとなります。

弁護士 山添 拓

